

賞罰規程

第一章 総則

第一条【目的】この規程は就業規則第五十一条に基づき株式会社リバストーンモデル（以下会社という）に勤務する従業員の表彰及び懲戒について定めたものである。

第二条【賞罰の実施】会社が決定した賞罰の結果は公正な審査に基づき本人に口頭または文書をもって通知するものとする。

第二章 表彰

第三条【表彰】従業員が永年誠実に勤務した場合や善行功労を行った場合、または著しく業績向上に貢献した場合は、表彰を行うものとする。

二．表彰は会社内にこれを公表し周知させる。

第四条【詳細】従業員の表彰は、賞状を授与してこれを行い、併せて賞金または賞品を授与する。

第三章 懲罰

第五条【懲戒処分の種類】懲戒処分の種類は次の各号の定める通りとする。

(1) 譴責

始末書を提出させ、将来を戒める

(2) 減給

始末書を提出させ、将来を厳重に戒め、減給する。1件の処分に対する減給額は、平均賃金の1日の2分の1以下、または総額が月例賃金総額の10分の1以下の範囲内で行う。

(3) 出勤停止

始末書を提出させ、将来を厳重に戒め、出勤停止する。最高7日まで出勤を停止させ、停止期間は賃金を支払わない。

(4) 降格

始末書を提出させ、将来を厳重に戒め、降格させる。なお、役付の場合は、降格と同時にこれを罷免する。

(5) 諭旨解雇

始末書を提出させ、将来を厳重に戒め、労働基準法第二十条に従い解雇予告をなし、その旨を諭して解雇する。なお、この場合退職金は全部または一部を支給しない。

(6) 懲戒解雇

始末書を提出させ、将来を厳重に戒め、予告期間を設けずに、行政官庁の認定を得て即日解雇する。なお、この場合退職金は全部を支給しない。

第六条【譴責】次の各号の一に該当する行為があった場合は、譴責処分にする。

(1) 無断欠勤が引続き3日に及んだとき

(2) 無届遅刻及び無届早退が1ヵ月につき5回以上に及んだとき、または虚偽の届出をしたとき

(3) 就業時間中に無断で職場を離れ、或いは勤務怠慢で業務に不熱心と認められたとき

(4) 懲戒処分に該当する部下の行為について、日常の指導監督が不行届であると認められたとき

(5) その他、前各号に準ずる行為があったと認められるとき

第七条【減給・出勤停止・降格】次の各号の一に該当する行為があった場合は、その軽重に応じて、減給・出勤停止・または降格処分にする。

(1) 無断欠勤が引続き7日以上14日未満に及んだとき

(2) 無断で会社の物品を持ち出したり持ち出そうとしたとき

(3) 軽微な過失がたびたびあったとき

(4) 不注意で事故を発生させまたは会社に損害を与えたとき

(5) 職務上の怠慢または監督不行届により、災害その他重大な事故を発生させたとき

(6) 災害予防に必要な注意を怠ったとき

(7) 会社内で喧嘩・口論・泥酔等会社の秩序または風紀を乱すような行為を行ったとき

(8) 著しく権限を超えた独断の行為があり失態を招いたとき

(9) 就業規則その他の規程に違反し、または故なく所属長の指示に従わないとき

(10) 会社の許可なく、勤務時間中に業務に関係ない集会・宣伝・文書配布・貼付・掲示等その他これに類する行為を行ったとき

(11) その他前各号に準ずる行為のあったとき

二．前項の場合は、情状により処分を軽減することができる。

第八条【諭旨解雇・懲戒解雇】次の各号の一に該当する行為があった場合は、諭旨解雇または懲戒解雇の処分にする。

(1) 無断欠勤が引続き14日以上に及んだとき

(2) 故意または重大な過失により会社の経営方針に反する行為をしたとき

(3) 会社の重要な機密または業務上非公表の文書や事項を社外にもらし会社の信用を傷つけ会社に損害を与えたとき

(4) 業務に関して第三者から報酬を受けまたは要求しもしくは約束する等自己または他人の利益を図ったとき

(5) 刑事事件で有罪が確定し従業員としての対面を汚損したとき

(6) 採用に際し虚偽の陳述を行いもしくは虚偽の履歴書・身分証明書などを使用したとき

(7) 正当な理由がなく業務上の指示命令に不当に反抗し就業を拒みもしくは就業を中断したとき

(8) 故意または重大な過失により会社に損害を与えたとき

(9) 会社の所有物を私用に供しまたは盗んだとき

(10) 勤務状態がきわめて不良でしばしばの注意にもかかわらず改める見込みが全くないと認められるとき

(11) 就業時間中と否とにかかわらず会社の施設内に於いて政治活動その他業務以外の目的をもって宣伝活動を行ったとき

(12) その他前各号に準ずる悪習の行為があったと認められるとき

第九 条【損害賠償】会社に対し損害を与えた場合は、懲戒処分の他に現実に発生したその損害の一部または全部を賠償させることがある。

二. 会社に対して自ら損害を賠償した場合の懲戒処分決定に於いてはその情状を斟酌するものとする。

第十 条【懲戒処分の申請】所属長は懲戒処分の対象となる事案が発生した場合は速やかに会社に報告し懲戒処分の申請を行うものとする。

第十一 条【異議申し立】前条により懲戒処分の通知を受け、その処分の種類・内容等について異議がある場合は、7日以内に文書をもって異議申し立てを行うものとする。

二. 前項の異議申し立てがあった場合は、会社は再度、審査を行いその答申に基づき最終の処分通知を行う。

三. 異議の申し立ては1回限りとする。

付 則

1. この規程は令和 年 月 日から施行する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。